

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表(平成30年4月)

頁	現行(平成29年4月修正)	修正原案*	修正理由								
P3	第1章 総則 第4節 災害の想定 (略)	第1章 総則 第4節 災害の想定 (略)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層帯名</th> <th>予想地震規模 (マグニチュード)</th> <th>相対的評価</th> <th>30年以内に地震 が発生する確率</th> </tr> </thead> </table>	活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震 が発生する確率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層帯名</th> <th>予想地震規模 (マグニチュード)</th> <th>相対的評価</th> <th>30年以内に地震 が発生する確率</th> </tr> </thead> </table>	活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震 が発生する確率	
	活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震 が発生する確率							
	活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震 が発生する確率							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)</td> <td>7.2程度以上</td> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)	7.2程度以上	Xランク※1	不明	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)</td> <td>7.2程度以上</td> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)	7.2程度以上	Xランク※1	不明	
	布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)	7.2程度以上	Xランク※1	不明							
	布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)	7.2程度以上	Xランク※1	不明							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>布田川断層帯 (宇土区間)</td> <td>7.0程度</td> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク※1	不明	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>布田川断層帯 (宇土区間)</td> <td>7.0程度</td> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク※1	不明	
	布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク※1	不明							
	布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク※1	不明							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td> <td>7.0程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> </tr> </tbody> </table>	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td> <td>7.0程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> </tr> </tbody> </table>	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%		
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%								
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日奈久断層帯 (八代海区間)</td> <td>7.3程度</td> <td>S*ランク</td> <td>ほぼ0% ~16%</td> </tr> </tbody> </table>	日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ0% ~16%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日奈久断層帯 (八代海区間)</td> <td>7.3程度</td> <td>S*ランク</td> <td>ほぼ0% ~16%</td> </tr> </tbody> </table>	日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ0% ~16%		
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ0% ~16%								
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ0% ~16%								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日奈久断層帯 (日奈久区間)</td> <td>7.5程度</td> <td>S*ランク</td> <td>ほぼ0% ~6%</td> </tr> </tbody> </table>	日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*ランク	ほぼ0% ~6%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日奈久断層帯 (日奈久区間)</td> <td>7.5程度</td> <td>S*ランク</td> <td>ほぼ0% ~6%</td> </tr> </tbody> </table>	日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*ランク	ほぼ0% ~6%		
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*ランク	ほぼ0% ~6%								
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*ランク	ほぼ0% ~6%								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)</td> <td>6.8程度</td> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)	6.8程度	Xランク※1	不明	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)</td> <td>6.8程度</td> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)	6.8程度	Xランク※1	不明		
日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)	6.8程度	Xランク※1	不明								
日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)	6.8程度	Xランク※1	不明								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>緑川断層帯</td> <td>7.4程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0.04% ~0.09%</td> </tr> </tbody> </table>	緑川断層帯	7.4程度	Zランク	ほぼ0.04% ~0.09%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>緑川断層帯</td> <td>7.4程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0.04% ~0.09%</td> </tr> </tbody> </table>	緑川断層帯	7.4程度	Zランク	ほぼ0.04% ~0.09%		
緑川断層帯	7.4程度	Zランク	ほぼ0.04% ~0.09%								
緑川断層帯	7.4程度	Zランク	ほぼ0.04% ~0.09%								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>出水断層帯</td> <td>7.0程度</td> <td>A*ランク</td> <td>ほぼ0% ~1%</td> </tr> </tbody> </table>	出水断層帯	7.0程度	A*ランク	ほぼ0% ~1%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>出水断層帯</td> <td>7.0程度</td> <td>A*ランク</td> <td>ほぼ0% ~1%</td> </tr> </tbody> </table>	出水断層帯	7.0程度	A*ランク	ほぼ0% ~1%		
出水断層帯	7.0程度	A*ランク	ほぼ0% ~1%								
出水断層帯	7.0程度	A*ランク	ほぼ0% ~1%								

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

人吉盆地南縁断層帯	7.1 程度	A*ランク	1%以下	人吉盆地南縁断層帯	7.1 程度	A*ランク	1%以下	断層帯及び評価内容の変更に伴う修正
別府-万年山断層帯（別府湾-日出生断層帯/東部）	7.6 程度	Zランク	ほぼ 0%	万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク	0.003%以下	
別府-万年山断層帯（別府湾-日出生断層帯/西部）	7.3程度	Zランク	ほぼ 0% ～0.05%	(略)				
別府-万年山断層帯（大分平野-由布院断層帯/東部）	7.2 程度	S*ランク	0.04% ～4%	[出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2018年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]				
別府-万年山断層帯（大分平野-由布院断層帯/西部）	6.7 程度	Sランク	2%～4%					
別府-万年山断層帯（野稻岳-万年山断層帯）	7.3 程度	A*ランク	ほぼ 0% ～3% (最大2.6%)					
別府-万年山断層帯（崩平山-亀石山断層帯）	7.4 程度	Zランク	ほぼ 0%					

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

	<p>(略)</p> <p>[出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2017年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]</p>		
--	--	--	--

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

<p>P5</p>	<p>第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備 1 熊本県石油コンビナート等防災本部 (2) 所掌事務 エ 災害が発生した場合において、県、関係特定地方行政機関、八代市、関係公共機関（災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）、県内の公共的団体及び<u>特定事業所に係る特定事業者</u>、その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。</p>	<p>第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備 1 熊本県石油コンビナート等防災本部 (2) 所掌事務 エ 災害が発生した場合において、県、関係特定地方行政機関、八代市、関係公共機関（災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）、県内の公共的団体及び特定事業者、その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。</p>	<p>表現適正化</p>
<p>P8</p>	<p>3 特定事業者の防災体制 (1) 自衛防災組織 イ 防災管理者・副防災管理者の選任基準 (ア) 防災管理者・副防災管理者は、当該特定事業所に常勤する職員をもって充てる。 (イ) 防災管理者は、当該事業所における業務を統括管理するものをもって充てるものとし、一般的に所長、社長の職にある者とする。 (ウ) 防災管理者・副防災管理者のうち少なくとも1名は、常に事務所に勤務する体制とする。 (エ) 副防災管理者は、当該事業所に勤務する職員のうち、職制上上位の者を充てる。</p>	<p>3 特定事業者の防災体制 (1) 自衛防災組織 イ 防災管理者・副防災管理者の選任基準 (ア) 防災管理者・副防災管理者は、当該特定事業所に常勤する職員をもって充てる。 (イ) 防災管理者は、当該<u>特定</u>事業所における業務を統括管理するものをもって充てるものとし、一般的に所長、社長の職にある者とする。 (ウ) 防災管理者・副防災管理者のうち少なくとも1名は、常に事務所に勤務する体制とする。 (エ) 副防災管理者は、当該<u>特定</u>事業所に勤務する職員のうち、職制上上位の者を充てる。</p>	<p>表現適正化</p>
<p>P9</p>	<p>(3) 共同防災組織 ア 特別防災区域内にある<u>特定事業所</u>は、共同して防災体制を確立し災害に対処することが極めて有効かつ適切であるので、法第19条の定めるところ</p>	<p>(3) 共同防災組織 ア 特別防災区域内にある<u>特定事業者</u>は、共同して防災体制を確立し災害に対処することが極めて有効かつ適切であるので、法第19条の定めるところ</p>	<p>表現適正化</p>

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

<p>P10</p> <p>P11</p>	<p>により特別防災区域の実態に応じた共同防災組織を設置する。</p> <p>4 応援協力体制</p> <p>(1) 特定事業所間の相互応援体制</p> <p>ウ 特定事業所は、第1次応急対策責務者として異常現象の発見通報体制を確立するとともに、他の事業者と協力して自衛防災組織及び共同防災組織による災害の発生及び拡大を防止する体制をとるものとする。</p> <p>(2) 市町村と事業所間の協力体制</p> <p>関係市町村（消防機関）及び特定事業所は、災害発生時における現場誘導等事業所の消防機関に対する協力、危険区域の設定及び危険標識の掲示等について、あらかじめ協議してその内容、方法等を具体的に定めておき、相互に協力体制の確立を図るものとする。</p>	<p>により特別防災区域の実態に応じた共同防災組織を設置する。</p> <p>4 応援協力体制</p> <p>(1) 特定事業者間の相互応援体制</p> <p>ウ 特定事業者は、第1次応急対策責務者として異常現象の発見通報体制を確立するとともに、他の事業者と協力して自衛防災組織及び共同防災組織による災害の発生及び拡大を防止する体制をとるものとする。</p> <p>(2) 市町村と事業者間の協力体制</p> <p>関係市町村（消防機関）及び特定事業者は、災害発生時における現場誘導等事業所の消防機関に対する協力、危険区域の設定及び危険標識の掲示等について、あらかじめ協議してその内容、方法等を具体的に定めておき、相互に協力体制の確立を図るものとする。</p>	<p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p>
-----------------------	--	--	---------------------------

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

P14	5 防災関係機関の防災対策					5 防災関係機関の防災対策					時点修正
	(2) 八代市、八代市消防団					(2) 八代市、八代市消防団					
	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区 域	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区 域	
	副隊長 ・ 指導員	代陽	第1	52	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、 千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋 町、松江本町、二之町、長町	副隊長 ・ 指導員	代陽	第1	52	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、 千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋 町、松江本町、二之町、長町	
			第2		淵原町、北荒神町、本町一丁目、本町二 丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東 松江城町、西松江城町、徳淵町			第2		淵原町、北荒神町、本町一丁目、本町二 丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東 松江城町、西松江城町、徳淵町	
		八代	第3	25	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋 町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、 建馬町、新開町、築添町、新港町1丁目 ～4丁目	八代	第3	22	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋 町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、 建馬町、新開町、築添町、新港町1丁目 ～4丁目		
	副隊長 ・ 指導員	太田郷	第4	132	興国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、 天神、栄、中、西通、楠、浪川、大手、 横手上、毘舎丸、横手下、横手松馬場、 清水、老松、緑、若草、花園、旭中央通 り、黄金、弥生、錦、末広、夕葉各町	副隊長 ・ 指導員	太田郷	第4	133	興国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、 天神、栄、中、西通、楠、浪川、大手、 横手上、毘舎丸、横手下、横手松馬場、 清水、老松、緑、若草、花園、旭中央通 り、黄金、弥生、錦、末広、夕葉各町	
			第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日 置町			第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日 置町	
			第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原 町			第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原 町	
	宮地	第21	41	妙見町、宮地町、西宮町	副隊長 ・ 指導員	宮地	第21	41	妙見町、宮地町、西宮町		
				第22			古麓町		第22	古麓町	
	宮地東	第23	18	東町		宮地東	第23	16	東町		

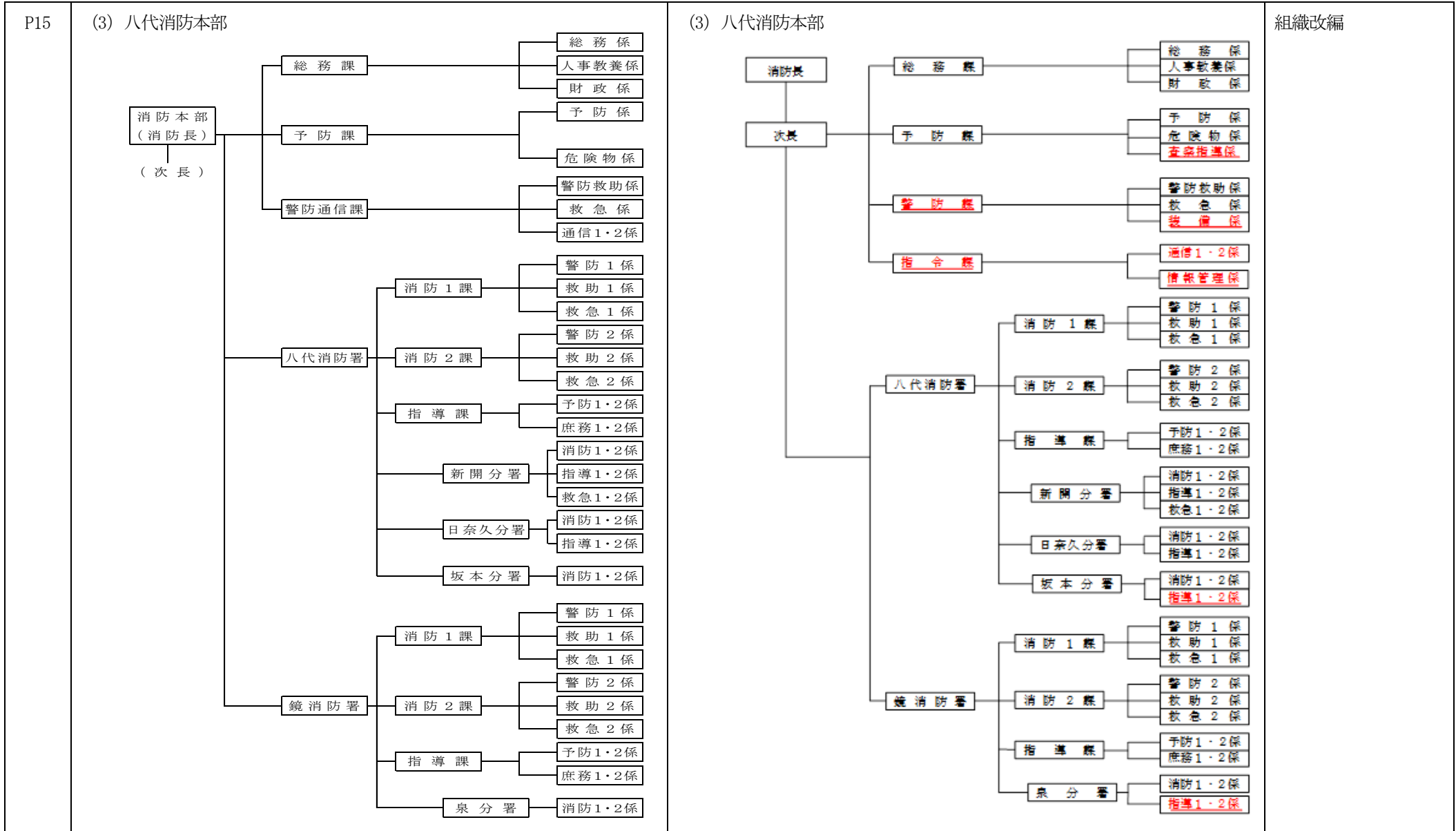
熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

	龍 峯	第 31	<u>113</u>	川田町東、川田町西、興善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川		龍 峯	第 31	<u>112</u>	川田町東、川田町西、興善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川
副隊長 ・ 指導員	松 高	第 9	<u>91</u>	松崎町、河原町、永碓町、高小原町	副隊長 ・ 指導員	松 高	第 9	<u>89</u>	松崎町、河原町、永碓町、高小原町
		第 10		高島町、沖町、井揚町			高島町、沖町、井揚町		
		第 11		大島町			大島町		
	八千把	第 12	<u>79</u>	大村町、海士江町、上野町	八千把	第 12	<u>77</u>	大村町、海士江町、上野町	
		第 13		古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町		古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町			
	郡 築	第 19	<u>117</u>	郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町	郡 築	第 19	<u>116</u>	郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町	
第 20		郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町		郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町					
	昭 和	第 27	<u>50</u>	昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町		昭 和	第 27	<u>49</u>	昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町
副隊長 ・ 指導員	麦 島	第 7	<u>44</u>	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町	副隊長 ・ 指導員	麦 島	第 7	<u>43</u>	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町
		植 柳		第 8			<u>28</u>		植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町
	高 田	第 14	<u>57</u>	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町		高 田	第 14	<u>61</u>	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町
		第 15		高下東町、高下西町、本野町、平山新町			高下東町、高下西町、本野町、平山新町		
	金 剛	第 16	<u>140</u>	敷川内町、催合町、揚町		金 剛	第 16	<u>137</u>	敷川内町、催合町、揚町
第 17		水島町、高植本町		水島町、高植本町					
第 18		鼠蔵町、三江湖町、北原町、葎傘田町、南平和町、北平和町		鼠蔵町、三江湖町、北原町、葎傘田町、南平和町、北平和町					

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

	副隊長 ・ 指導員	日奈久	第 24		日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町	副隊長 ・ 指導員	日奈久	第 24		日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町
			第 25	63	日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町			第 25	61	日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町
			第 26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町			第 26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町
		二見	第 28		二見洲口町		二見	第 28		二見洲口町
			第 29	72	二見本町、二見赤松町			第 29	71	二見本町、二見赤松町
			第 30		二見下大野町、二見野田崎町			第 30		二見下大野町、二見野田崎町
	計		31	1,122	(注)団員の総数1,133人 (隊長1人、副隊長5人、指導員5人計11人含む)	計		31	1,108	(注)団員の総数1,119人 (隊長1人、副隊長5人、指導員5人計11人含む)

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）



熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

<p>P17</p>	<p>(5) 熊本県警察 ア 組織</p> <p>※ 必要に応じ現場派遣</p> <p>(6) 陸上自衛隊第8師団 ア 組織 第8師団の組織</p> <p>※印は連絡窓口</p>	<p>(5) 熊本県警察 ア 組織</p> <p>※ 必要に応じ現場派遣</p> <p>(6) 陸上自衛隊第8師団等 ア 組織 第8師団等の組織</p>	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p>
------------	--	---	----------------------------

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

<p>P18</p> <p>(7) NTT 西日本熊本支店</p> <p>ア 組織</p>	<pre> graph LR A[災害対策本部長 (支店長)] --- B[情報統制班] A --- C[設備サービス班] A --- D[お客様対応班] A --- E[総務・広報班] B --- B1[NTT西日本熊本支店 設備部] C --- C1[NTTフィールドテクノ九州支店 熊本営業所] C --- C2[NTTネオメイト九州支店 熊本営業所] C --- C3[NTTファシリテーズ熊本支店] C --- C4[NTTインフラネット熊本支店] D --- D1[NTT西日本熊本支店 ビジネス営業部] D --- D2[NTTビジネスソリューションズ 熊本第一、ニビジネス営業部] D --- D3[NTTマーケティングアクト九州支店 熊本営業部] D --- D4[NTTフィールドテクノ九州支店 熊本カスタマサポートセンタ] E --- E1[NTT西日本熊本支店 企画総務部] E --- E2[NTTビジネスアソシエ西日本九州支店 熊本営業所] </pre>	<p>(7) NTT 西日本熊本支店</p> <p>ア 組織</p> <pre> graph LR A[災害対策本部 (支店長)] --- B[情報統制班] A --- C[設備サービス班] A --- D[お客様対応班] A --- E[総務・広報班] B --- B1[NTT西日本熊本支店 設備部] B --- B2[NTTフィールドテクノ九州支店 熊本営業所 (災害対策担当)] C --- C1[NTTフィールドテクノ九州支店 熊本営業所] C --- C2[NTTネオメイト九州支店 熊本営業所] C --- C3[NTTファシリテーズ熊本支店] C --- C4[NTTインフラネット熊本支店] D --- D1[NTT西日本熊本支店 ビジネス営業部] D --- D2[NTTビジネスソリューションズ 熊本第一、ニビジネス営業部] D --- D3[NTTマーケティングアクト九州支店 熊本営業部] D --- D4[NTTフィールドテクノ九州支店 熊本カスタマサポートセンタ] E --- E1[NTT西日本熊本支店 企画総務部] E --- E2[NTTビジネスアソシエ西日本九州支店 熊本営業所] </pre>	<p>組織改編</p>
<p>P21</p> <p>(10) 熊本県医師会、八代市医師会、熊本県看護協会</p> <p>ア 組織</p>	<pre> graph LR A[本部長 (県医師会長)] --- B[副部長 3名] A --- C[現地部長 (八代市医師会長)] B --- B1[第1救護班 医師5名] B --- B2[第2救護班 医師5名] B --- B3[第3救護班 医師6名] C --- C1[第1次救護班 (医師16名、看護師16名、事務員3名)] C --- C2[第2次救護班 (医師16名、看護師16名、事務員3名、検査技師1名)] C --- C3[待機班 (医師会員61名)] </pre>	<p>(10) 熊本県医師会、八代市医師会、熊本県看護協会</p> <p>ア 組織</p> <pre> graph LR A[本部長 (県医師会長)] --- B[副部長 3名] A --- C[現地部長 (八代市医師会長)] B --- B1[第1救護班 医師5名] B --- B2[第2救護班 医師5名] B --- B3[第3救護班 医師6名] C --- C1[第1次救護班 (医師16名、看護師16名、事務員3名)] C --- C2[第2次救護班 (医師16名、看護師16名、事務員3名、検査技師1名)] C --- C3[待機班 (医師会員30名)] </pre>	<p>人員の修正</p>

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

イ 動員

区分	配置内容			
本部	会長 副会長 医師	16名		
		第1次 救護班	第2次 救護班	待機班
現地 本部	会長			医師会員61名 出動
	医師	16名	16名	
	看護師	16名	16名	
	事務員	3名	3名	
	救急車	4名	4名	
	検査技師		1名	

イ 動員

区分	配置内容			
本部	会長 副会長 医師	16名		
		第1次 救護班	第2次 救護班	待機班
現地 本部	会長			医師会員30名 出動
	医師	16名	16名	
	看護師	16名	16名	
	事務員	3名	3名	
	救急車	4名	4名	
	検査技師		1名	

人員の修正

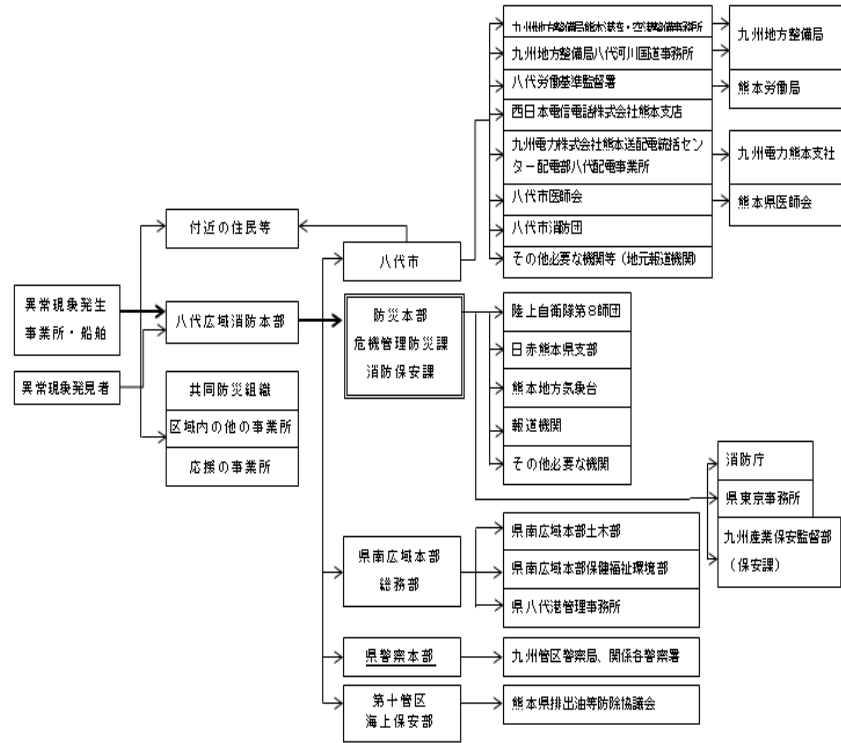
熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

<p>P28</p>	<p>第3章 災害予防計画 第4節 防災教育及び防災訓練の実施 2 防災訓練 (1) 特定事業所は、災害が発生した場合における防災活動が迅速かつ的確に実施されるよう、それぞれまたは共同して防災訓練を年1回以上実施するものとする。 さらに、相互の有機的な連携を図るため、防災関係機関及び特定事業所は合同して同一の想定にもとづき、総合的な防災訓練を防災本部の主催により年1回以上実施するものとする。</p>	<p>第3章 災害予防計画 第4節 防災教育及び防災訓練の実施 2 防災訓練 (1) 特定事業者は、災害が発生した場合における防災活動が迅速かつ的確に実施されるよう、それぞれまたは共同して防災訓練を年1回以上実施するものとする。 さらに、相互の有機的な連携を図るため、防災関係機関及び特定事業者は合同して同一の想定にもとづき、総合的な防災訓練を防災本部の主催により年1回以上実施するものとする。</p>	<p>表現適正化</p>
<p>P30</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 災害時の防災体制 (略) 防災本部、防災関係機関及び特定事業所は、本部長の指示にもとづき第2章第1節「防災体制の確立」による体制をとるものとする。</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第1節 災害時の防災体制 (略) 防災本部、防災関係機関及び特定事業者は、本部長の指示にもとづき第2章第1節「防災体制の確立」による体制をとるものとする。</p>	<p>表現適正化</p>

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

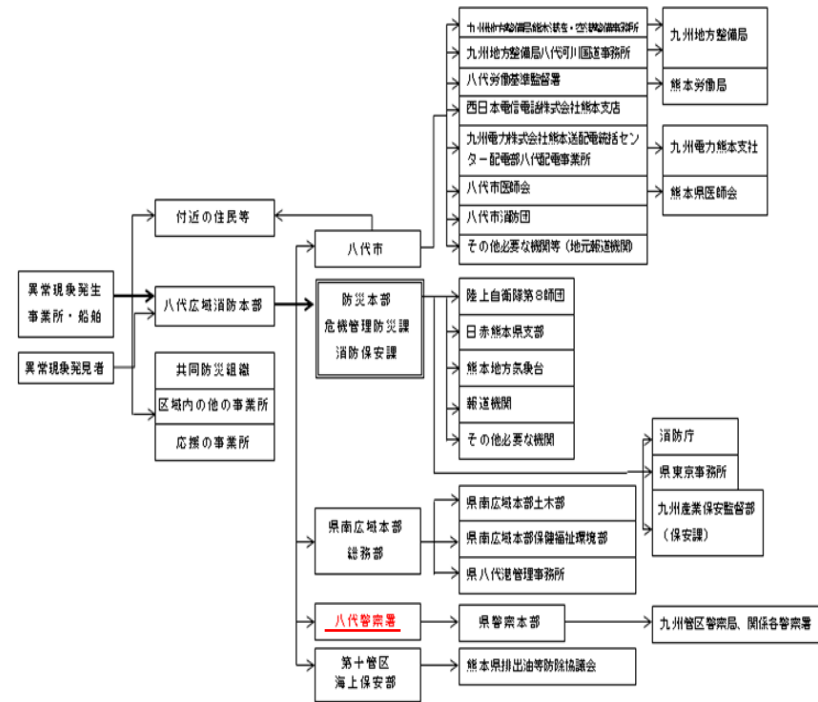
P32 第4章 災害応急対策計画
 第2節 災害情報等収集伝達計画
 4 気象情報等の伝達

表1 異常現象発生後（現地本部設置前）における伝達系統



第4章 災害応急対策計画
 第2節 災害情報等収集伝達計画
 4 気象情報等の伝達

表1 異常現象発生後（現地本部設置前）における伝達系統



実情に即した系統図
 に修正

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

P33 表3 気象情報等の伝達系統
1 気象警報等

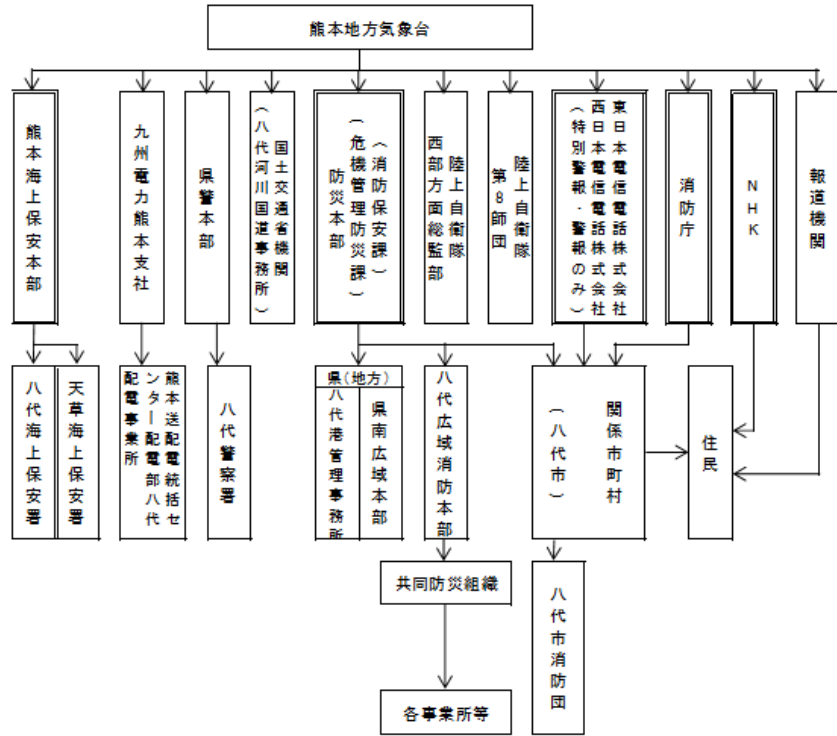
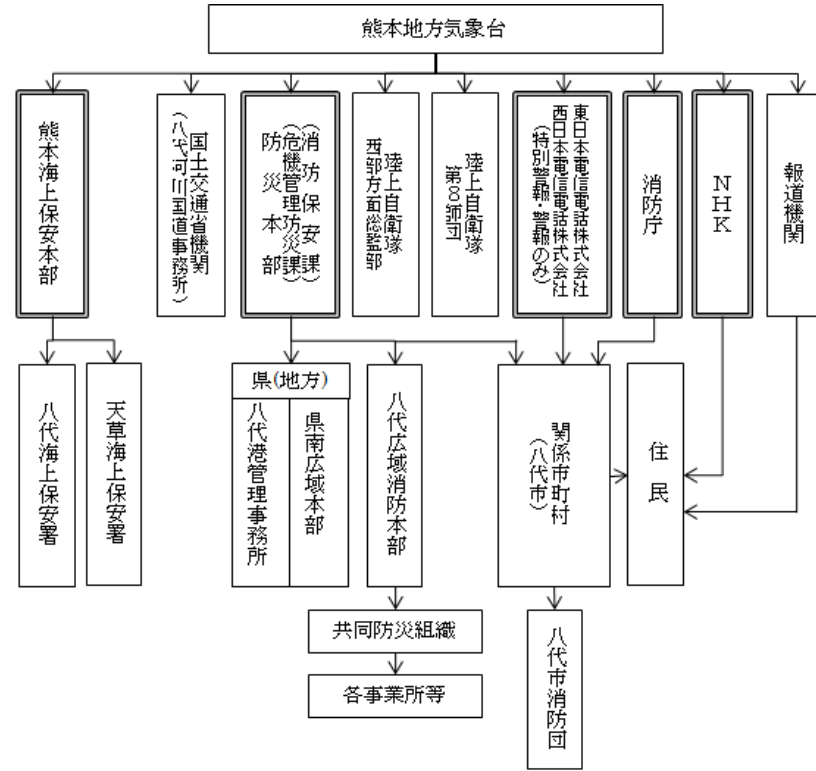


表3 気象情報等の伝達系統
1 気象警報等



実情に即した系統図
に修正

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

<p>P34</p>	<p>2 津波警報等</p>	<p>2 津波警報等</p>	<p>実情に即した系統図 に修正</p>
<p>P35</p>	<p>3 球磨川洪水予報</p>	<p>3 球磨川洪水予報</p>	<p>実情に即した系統図 に修正</p>

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（平成30年4月）

<p>P36</p>	<p>第3節 陸上災害応急対策計画 1 災害防ぎょ活動 (1) 実施機関 特定事業所、共同防災組織、八代広域消防本部、その他の防災関係機関 (2) 特定事業所及び共同防災組織の措置 2 救助活動 (1) 実施機関 特定事業所、共同防災組織、八代広域消防本部、八代市、熊本県警察、熊本海上保安部その他の防災関係機関 (2) 特定事業所及び共同防災組織の措置</p>	<p>第3節 陸上災害応急対策計画 1 災害防ぎょ活動 (1) 実施機関 特定事業者、共同防災組織、八代広域消防本部、その他の防災関係機関 (2) 特定事業者及び共同防災組織の措置 2 救助活動 (1) 実施機関 特定事業者、共同防災組織、八代広域消防本部、八代市、熊本県警察、熊本海上保安部その他の防災関係機関 (2) 特定事業者及び共同防災組織の措置</p>	<p>表現適正化</p>
<p>P40</p>	<p>第4節 海上災害応急対策計画 1 災害防ぎょ活動 (1) 実施機関 災害発生船舶、特定事業所、共同防災組織、熊本海上保安部、その他の防災関係機関 (2) 災害発生船舶、特定事業所及び共同防災組織の措置 ア 災害の発生を熊本海上保安部及び八代広域消防本部に通報するとともに、全作業の中止、火気しゃ断等の応急措置を実施する。 イ 災害発生船舶、特定事業所及び共同防災組織の消防力を総動員して災害の防ぎょ鎮圧活動を実施する。</p>	<p>第4節 海上災害応急対策計画 1 災害防ぎょ活動 (1) 実施機関 災害発生船舶、特定事業者、共同防災組織、熊本海上保安部、その他の防災関係機関 (2) 災害発生船舶、特定事業者及び共同防災組織の措置 ア 災害の発生を熊本海上保安部及び八代広域消防本部に通報するとともに、全作業の中止、火気しゃ断等の応急措置を実施する。 イ 災害発生船舶、特定事業者及び共同防災組織の消防力を総動員して災害の防ぎょ鎮圧活動を実施する。</p>	<p>表現適正化</p>
<p>P41</p>	<p>2 救助活動 (1) 実施機関 災害発生船舶、特定事業所、共同防災組織、熊本海上保安部、八代広域消防本部、その他の防災関係機関 (2) 災害発生船舶、特定事業所及び共同防災組織の措置</p>	<p>2 救助活動 (1) 実施機関 災害発生船舶、特定事業者、共同防災組織、熊本海上保安部、八代広域消防本部、その他の防災関係機関 (2) 災害発生船舶、特定事業者及び共同防災組織の措置</p>	<p>表現適正化</p>